

公益社団法人大阪社会福祉士会 相談センター規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 社会福祉の援助を必要とする大阪府民の生活と権利を擁護するため、公益社団法人大阪社会福祉士会（以下「本会」という。）に、本会相談センター（以下「相談センター」という。）を設置する。

(愛 称)

第2条 相談センターは、愛称を「ぱあとなあ」と称する。

(事 業)

第3条 相談センターは、相談援助の職能団体として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談室の設置及びその運営に関する事業
- (2) 専門相談に関する事業
- (3) 成年後見人及び成年後見監督人等（以下「成年後見人等」という。）の支援に関する事業
- (4) 相談センターの広報活動に関する事業
- (5) その他相談援助に関する事業

(組織及び運営)

第4条 相談センターに相談センター長（以下「センター長」という。）を置く。

- 2 センター長は、本会会長があたり、相談センターを統括する。
- 3 センター長は、相談センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設け、相談センターの運営を運営委員会にあたらせることができる。
- 4 運営委員会は、運営委員会委員長（以下「運営委員長」という。）及びその他の委員で構成する。
- 5 運営委員長は本会理事から、又その他の委員は本会会員（以下「会員」という。）又は会員以外の者から、センター長がそれぞれ任命又は委嘱する。ただし、任命又は委嘱については、本会理事会の承認を得なければならない。
- 6 運営委員会に運営委員長を補佐するため、副委員長を若干人置く。副委員長は、委員の互選により選出する。

(部 会)

第5条 相談センターに第3条の事業を専門的に推進するため運営委員会のもとに、次の部会

を置く。各部会の所掌業務は、別に定める。

- (1) 総務部会
- (2) 相談部会
- (3) ソーシャルインクルージョン部会

- 2 部会員は、次条に定める「登録会員」のうちから運営委員長が指名する。部会員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 3 部会に部会長を置く。部会長は、部会員の互選により選出する。

(会員の責務と名簿登録)

- 第6条 会員は、常に福祉に関する相談援助を業とする者であることを自覚するとともに、この規則の目的を達成するため、相談センター相談員としての登録を行ない（以下登録された会員を「登録会員」という。）第3条に定める事業を実施するよう努めなければならない。
- 2 相談センターは、登録した会員の名簿（以下「名簿」という。）を作成する。
 - 3 相談センターは、正当な理由がある場合は、本会理事会の承認を経て、会員の名簿への登録の拒否又は抹消若しくは停止をすることができる。

第2章 相談業務

(名簿の運用)

- 第7条 相談業務は、第6条の名簿に基づいて行う。ただし、運営委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。
- 2 名簿の運用は、会員間の公平を図り、適正かつ迅速に行う。

(誠実処理義務)

- 第8条 登録会員は、相談業務の処理を誠実に行わなければならない。

(調 整)

- 第9条 センター長は、登録会員が行う相談業務に関して必要があると認めるときは、運営委員会に指示し、登録会員と相談者との円滑な関係維持のための調整にあたらせることができる。

(相談費用等)

- 第10条 相談センターにおける相談業務は有料とする。相談料の額は、別に定める。

第3章 成年後見人等の支援に関する業務

(成年後見人等の推薦)

- 第11条 相談センターは、家庭裁判所の依頼を受けて、「ばあとなあ登録会員」のうちから

成年後見人等の推薦を行う。

- 2 「ぱあとなあ登録会員」とは、第6条に定める登録会員で、本会又は日本社会福祉士会が実施する成年後見人養成研修を修了し、運営委員会の審査及び承認を経て、成年後見人等候補者名簿に登録した者をいう。

(ぱあとなあ登録会員の責務)

第12条 ぱあとなあ登録会員は、人間の尊厳と社会正義に貢献する社会福祉士としての使命を成年後見活動等ににあたっても常に自覚し、真摯、かつ誠実にその業務に従事しなければならない。

(成年後見人等の受任)

第13条 ぱあとなあ登録会員の成年後見人等の受任は、原則として第11条第1項に基づく推薦をとおして行わなければならない。

- 2 ぱあとなあ登録会員が本人又はその親族等から成年後見人等の受任依頼を受けた場合は、相談センターにその旨を報告しなければならない。

(成年後見人等の辞任)

第14条 ぱあとなあ登録会員がやむを得ない事由により受任した成年後見人等を辞する場合は、相談センターに文書でその理由を報告し、運営委員会の承認を得るとともに、家庭裁判所の辞任許可及び後任への引継ぎまでの間、誠実にその事務を遂行しなければならない。

(任意後見人の受任)

第15条 ぱあとなあ登録会員の任意後見の受任については、相談センターによる推薦を行うものとする。

- 2 ぱあとなあ登録会員は、本人又はその親族等から任意後見人の受任依頼があったときは、相談センターにその旨を報告しなければならない。
- 3 第1項に定める推薦により、任意後見契約を締結したぱあとなあ登録会員が、あわせて任意代理契約を締結する場合は、本人の判断能力、契約内容等について事前に相談センターに報告しなければならない。

(成年後見人等候補者名簿の削除)

第16条 運営委員会は、ぱあとなあ登録会員のうち、次に該当する者を成年後見人等候補者名簿から削除することができる。

- (1) 会員資格を喪失したとき。

(2) 著しい不祥事により、成年後見人等候補者名簿からの削除を相当と認めたとき。

(業務監査)

第17条 本会は、第3章に定める成年後見人等の支援に関する業務を適正に遂行するため、業務監査委員会を設置する。

2 業務監査委員会の委員は、相談センター長、相談センター運営委員会委員長、弁護士等法律関係者、保健・医療・福祉関係者、当事者団体等の関係者の第三者委員等により構成する。

3 業務監査委員会は、定期監査の他、相談センター長の求めに応じまたは委員会の判断で随時の監査を実施する。

(苦情対応)

第18条 本事業における苦情対応窓口は、本会の苦情対応窓口とする。

2 苦情申立ての手続き及び対応は、本会の苦情申立に対する手続規程に基づいて実施する。

(協力)

第19条 相談センターと日本社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあは、第3条に定める事業のうち、成年後見人等の支援に関する事業実施にあたっては、相互に協力するものとする。

第4章 補 則

(広報)

第20条 相談センターは、第3条に定める事業について、大阪府民の信頼と理解を得るため広報活動を行う。

(登録会員等の費用弁償等)

第21条 相談センターの活動に要する経費及び登録会員、ぱあとなあ登録会員の費用弁償等については、別に定める。

(賠償保険)

第22条 本会は、本事業実施のため、社会福祉士賠償責任保険（Bプラン・法人プラン）に加入するものとする。

2 第3条に掲げる成年後見人等の支援に関わる事業を実施するときは、同（Bプラン・法人プラン）と（Cプラン・成年後見業務）に必ず加入するものとする。

(実施細則)

第23条 この規則の実施に関する事項は、別に定める。

(改 廃)

第24条 この規程を改廃するときは、総会の承認を経なければならない。

附 則

1. この規則は、2013年7月1日から施行する。
2. 社団法人大阪社会福祉士会相談センター運営規則（2008年5月25日制定）は、廃止する。
3. 社団法人大阪社会福祉士会相談センター運営規程（2004年4月1日制定）は、廃止する。